

大阪市市税事務所事務分掌規則

(所管)

第 1 条 大阪市市税事務所条例（平成 19 年大阪市条例第 43 号）第 1 条第 1 項の市税事務所（以下「事務所」という。）は、財政局の所管とする。

(所長)

第 2 条 事務所に所長を置く。

- 2 所長は、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 3 所長は、財政局税務総長（以下「総長」という。）の命を受けて事務所の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(担当課長等)

第 3 条 別表第 1 に定めるところにより、事務所に担当課長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、事務所に担当課長代理、副参事又は担当係長を置くことがある。
- 3 担当課長代理の職名には、市長が定める所管事務を冠するものとする。
- 4 担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、総長が定める事務を専管する。この場合において、同一の事務所に同一の職名の担当課長代理が複数置かれているときは、当該担当課長代理の事務分担は、総長が定める。
- 5 担当課長、担当課長代理、副参事及び担当係長は、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 6 担当課長、担当課長代理、副参事及び担当係長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 7 副参事及び担当係長の事務分担は、総長が定める。
- 8 担当係長以上を除く所属員の配置及び事務分担は、別に定めるものを除くほか、所長が定める。

(職務の代理)

第 4 条 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、あらかじめ総長が定めた順序で、担当課長が所長の職務を行う。

- 2 担当課長に事故があるとき又は担当課長が欠けたときは、当該担当課長の専管する事務を所管する担当課長代理が当該担当課長の職務を行う。この場合において、当該担当課長代理が複数置かれているときは、あらかじめ総長が定めた順序で、当該担当課長の職務を行う。

(担当の設置)

第5条 総長は、事務所の分掌事務を処理する単位として、担当課長をリーダーとし、所属員で構成されるグループを置くことができる。

- 2 前項の規定により置かれるグループは担当と称し、担当の名称には総長が定める所管事務を冠するものとする。
- 3 総長は、第1項の規定により担当を置いたとき又は担当の編成若しくは名称を変更したときは、市長に報告しなければならない。

(事務分掌)

第6条 船場法人市税事務所を除く事務所（以下「一般市税事務所」という。）の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 市税（個人の府民税及び森林環境税を含む。）に係る徴収金（これに係る過料を含む。以下同じ。）の賦課徴収、脱税検挙及び犯則事件に関する事。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (2) 徴収の嘱託を受けた地方団体の徴収金の徴収に関する事
- (3) 固定資産の評価に関する事。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (4) 市税に係る証明に関する事
- (5) 租税特別措置法施行令第41条各号及び第42条第1項に基づく証明に関する事

2 前項第1号及び第3号に掲げる事務のうち、別表第2の区分欄に掲げるものは、同表所管事務所欄に定める事務所で取り扱うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特別土地保有税に係る徴収金の賦課徴収、脱税検挙及び犯則事件に関する事務は、なんば市税事務所で所管する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、海運業者の所有する船舶に対する固定資産税に関する事務のうち、徴収金の徴収に関する事務（徴収金の収入管理及び督促並びに還付及び還付加算金に関するものを除く。）及び犯則事件（徴収金の徴収に関する犯則事件に限る。）に関する事務は、弁天町市税事務所で所管する。

5 船場法人市税事務所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 特別徴収に係る個人の市民税、個人の府民税及び森林環境税、法人の市民税、事業所税、市たばこ税並びに入湯税に係る徴収金の賦課徴収、脱税検挙及び犯則事件に関する事
- (2) 徴収の嘱託を受けた地方団体の徴収金の徴収に関する事
- (3) 償却資産に対する固定資産税に係る徴収金の賦課、脱税検挙及び犯則事件（徴収金の徴収に関する犯則事件を除く。）に関する事
- (4) 償却資産の評価に関する事
- (5) 市税に係る証明に関する事
- (6) 市税（個人の府民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）に係る徴収金の収入管理及び督促に関する事
- (7) 市税の還付及び還付加算金に関する事

第7条 徴収金に係る滞納者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所が前条に定める所管事務所の所管区域外にあり、又は差し押さえる財産が当該所管事務所の所管区域外にある場合その他徴収の便宜上必要があると市長が認める場合においては、所管事務所以外の事務所において当該徴収に関する事務を取り扱うことができる。

（施行の細目）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則（令和6年3月27日規則第24号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事務所名	名称	人員
梅田市税事務所、京橋市税事務所、弁天町市税事務所、なんば市税事務所、あべの市税事務所及び船場法人市税事務所	管理担当課長	名 1
	課税担当課長	1
	収納対策担当課長	1

別表第2（第6条関係）

区 分	所管事務所
大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号。以下「市税条例」という。）第17条第1項第1号に掲げる者に対する市民税に関する事務	納税義務者の住所所在の区域を所管する一般市税事務所
市税条例第17条第1項第2号に掲げる者に対する市民税に関する事務	納税義務者の事務所、事業所又は家屋敷所在の区域を所管する一般市税事務所
平成26年度以前の年度分の鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条の軌道経営者が所有する鉄軌道用地（固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第1章第10節三2(1)に規定する複合利用鉄軌道用地のうち鉄道又は軌道による運送以外の用に供する部分を除く。）に対する固定資産税に関する事務並びに大阪府知事又は総務大臣が価格等（地方税法第389条第1項の価格等をいう。）を決定して配分する固定資産及び別に定める貸付固定資産（土地及び家屋を除く。）に対する固定資産税に関する事務	納税義務者の市内における主たる事務所又は事業所所在の区域（市内に事務所又は事業所がない場合においては、市長が定める区域）を所管する一般市税事務所
その他の固定資産に対する固定資産税に関する事務	固定資産所在の区（固定資産が2以上の区にわたって所在する場合においては、市長が別に定める区）の区域を所管する一般市税事務所

軽自動車税に関する事務	軽自動車等の主たる定置場所在の区域を所管する一般市税事務所
-------------	-------------------------------